

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針

(目的)

第1条 この行政指導指針は、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成30年千葉県条例第45号。以下「条例」という。）及び千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則（平成31年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）と相まって、再生土の埋立て等（条例第2条第1項に規定する再生土の埋立て等をいう。以下同じ。）による土壌、地下水等の汚染及び崩落等の災害（以下「土壌の汚染等」という。）の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境の保全に資するため、再生土の埋立て等に係る行政指導に共通してその内容となるべき事項を定めるものとする。

(県の責務)

第2条 県は、再生土の埋立て等を行う者に対し、この行政指導指針に基づき行政指導を行い、県民の生活環境の保全が図られるよう努めるものとする。

2 県は、土壌の汚染等の発生を未然に防止するための施策の実施に当たっては、必要に応じ、市町村と連携して取り組むものとする。

3 県は、市町村が行うその地域の実情に応じた土壌の汚染等の発生を未然に防止するための施策について、必要に応じ、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(再生土の埋立て等を行う者の責務)

第3条 再生土の埋立て等を行う者は、再生土の埋立て等の期間中、土壌の汚染等が発生しないよう、常に適切に管理しなければならないものとする。

2 再生土の埋立て等を行う者は、再生土の埋立て等によって土壌の汚染等が発生した場合は、県民の生活環境の保全に支障が生じないように、当該再生土の埋立て等の期間中及びその終了後においても責任をもって対処しなければならないものとする。

(製造事業者及び販売事業者の責務)

第4条 再生土（条例第2条第1項の再生土をいう。以下同じ。）の製造事業者は、再生土の埋立て等を行う者又は再生土の販売事業者に対し、再生土の埋立て等により土壌の汚染等が発生するおそれのある再生土を提供してはならないものとする。

2 再生土の販売事業者は、販売する再生土の性状等を定期的に確認するとともに、再生土を購入しようとする者に対し、当該再生土の性状等に係る情報を提供するものとする。

3 再生土の製造事業者及び販売事業者は、自らが製造し、又は販売した再生土を使用した再生土の埋立て等によって土壌の汚染等が発生し、県民の生活環境の保全に支障が生じた場合は、当該再生土の埋立て等の期間中及びその終了後においても責任を持って対処しなければならないものとする。

(土地所有者の責務)

第5条 土地の所有者は、再生土の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該再生土の埋立て等により土壌の汚染等が発生するおそれのないことを確認するなど、周辺地域の生活環境の保全に努めるものとする。

(指導の方針)

第6条 県は、土壌の汚染等の発生を未然に防止するため、市町村と連携して、再生土の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な再生土の埋立て等が行われることのないよう、監視及び指導をするものとする。

2 県は、不適正な再生土の埋立て等が疑われる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）又は千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「残土条例」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

一 土質の分析検査

二 再生土の埋立て等を行う者、製造事業者、販売事業者、土地所有者等への報告徴収及び立入検査

3 県は、再生土の埋立て等を行うとしながら、廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）又は土砂等（残土条例第2条第1項に規定する土砂等をいう。）を利用した土地の埋立て、盛土及び堆積を行う行為が認められる場合には、廃棄物処理法又は残土条例に基づき、厳正に対処するものとする。

（土壌の安全基準等に適合しない再生土の使用禁止及び土質検査）

第7条 再生土の埋立て等を行う者は、別表に定める基準に適合しない再生土及び再生土の埋立て等の目的に応じた性状を有しない再生土を使用しないものとする。

2 特定埋立て等（条例第2条第2項に規定する特定埋立て等をいい、条例第5条第1項の規定による届出を要しないものを除く。以下同じ。）を行う者は、特定埋立て等を開始した日から三月ごとに、県職員の立会の上、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成9年千葉県規則第81号）第10条第1項の規定の例により特定埋立て等に供する区域の土壌についての土質検査を行い、その結果を土質検査結果報告書（別記第1号様式）により、県に報告するものとする。

（説明会の開催）

第8条 特定埋立て等を行う者は、特定埋立て等に供する区域の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）に対し、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。

一 特定埋立て等の計画の概要

二 地域の生活環境の保全上の留意点

2 特定埋立て等を行う者は、説明会を開催するに当たっては、その場所、日程、特定埋立て等の計画の概要等について、あらかじめ、地域住民に周知を図るものとする。

3 特定埋立て等を行う者は、その責めに帰することのできない事由で第1項の説明会を開催することができない場合は、その特定埋立て等の計画を記載した文書を配布する等の方法により、周知に努めるものとする。なお、説明会を開催することができない場合には、その事由及び措置等の記録を保存しておくものとする。

（関係市町村長に対する説明）

第9条 特定埋立て等を行う者は、特定埋立て等に供する区域を管轄する市町村長（再生土関係担当課）に対して、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。

一 特定埋立て等の計画の概要

二 地域の生活環境の保全上の留意点

三 前条に係るものの実施状況

(条例に基づく届出)

第10条 特定埋立て等を行う者は、条例第5条第1項の規定による届出に当たり、第8条に規定する説明会及び前条に規定する説明の実施状況について記載した書面(特定埋立て等住民説明等実施状況報告書(別記第2号様式))を添付するものとする。

また、第8条第3項に規定するものがあつたときは、その記録を添付するものとする。

(実績報告書)

第11条 再生土の製造事業者は、毎年6月末までに、前年度(前年の4月1日から当該年の3月31日まで)における脱水、破碎その他規則第3条に規定する処理を行った産業廃棄物(条例第2条第1項に規定する産業廃棄物をいう。)の種類、処理量等及び処理後の再生土の種類、販売先、販売量等を実績報告書(別記第3号様式)により、県に報告するものとする。

(連絡会議)

第12条 県は、再生土の埋立て等に係る指導について連絡及び調整を行うため、次の各号に掲げる連絡会議を設置するものとする。当該会議の議事及び運営に関し必要な事項については、別途定める。

- 一 本庁内関係部局で構成する庁内連絡会議
- 二 各地域振興事務所、関係部局出先機関、管内市町村担当課等で構成する地区連絡会議

附 則

この行政指導指針は、平成28年9月15日から施行する。

附 則(平成31年3月23日)

(施行期日)

- 1 この行政指導指針は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第3項の規定により条例の規定を適用しないこととされる再生土の埋立て等については、改正後の再生土の埋立て等に係る行政指導指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（土壌溶出量基準）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一〇二（以下「規格」という。）五十五に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格三十八に定める方法（規格三十八・一・一に定める方法を除く。）
有機燐 ^{リン}	検液中に検出されないこと。	昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法又は規格三十一・一に定める方法のうち、ガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法）
鉛	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格五十四に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	規格六十五・二に定める方法
砒 ^ヒ 素	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下、検液中に検出されないこと。	検液中濃度に係るものにあつては規格六十一に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和五十年総理府令第三十一号）第一条第三項及び第二条に規定する方法
総水銀	検液一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二及び昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表三に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、試験一キログラムにつき百二十五ミリグラム未満	昭和四十七年総理府令第六十六号に定める方法

ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	日本工業規格 K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本工業規格 K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・二ニジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	日本工業規格 K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・一ニジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	日本工業規格 K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二ニジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格 K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格 K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	日本工業規格 K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四
一・一・二トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	日本工業規格 K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	日本工業規格 K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格 K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三ニジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本工業規格 K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格 K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法

備考

セレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法
ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下	規格三十四・一若しくは三十四・四に定める方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六に掲げる方法
ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	規格四十七・一若しくは四十七・三に定める方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法
一・四一ジオキサ	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法

- 一 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成三年環境庁告示第四十六号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「再生土等」と読み替えるものとする。
- 二 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 四 六価クロムの項目については、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K〇一七〇・七の七に定める操作を行うものとする。
- 五 ふっ素の項目について、昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六に掲げる方法による測定は、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する場合にあつては、当該方法と併せて規格三十四・一に定める蒸留操作を行うものとする。この場合において、当該蒸留操作は、平成三年環境庁告示第四十六号の例によるものとする。

(土壌含有量基準)

項目	基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	再生土等一キログラムにつき五十ミリグラム以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)五十五に定める方法(準備操作にあつては、規格五十二の備考六に定める方法を除く。)
六価クロム化合物	再生土等一キログラムにつき百五十ミリグラム以下	規格六十五・二に定める方法(ただし、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K017017の七のa又はbに定める操作を行うものとする。)
シアン化合物	再生土等一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム以下	規格三十八に定める方法(規格三十八・一に定める方法を除く)
水銀及びその化合物	再生土等一キログラムにつき水銀十五ミリグラム以下	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準法について)(以下「水質環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
セレン及びその化合物	再生土等一キログラムにつきセレン百五十ミリグラム以下	規格六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法
鉛及びその化合物	再生土等一キログラムにつき鉛百五十ミリグラム以下	規格五十四に定める方法(準備操作にあつては、規格五十二の備考六に定める方法を除く)
砒素及びその化合物	再生土等一キログラムにつき砒素百五十ミリグラム以下	規格六十一に定める方法
ふっ素及びその化合物	再生土等一キログラムにつきふっ素四千ミリグラム以下	規格三十四・一若しくは三十四・四に定める方法又は規格三十四・一c)(注六第三文を除く。)に定める方法及び水質環境基準告示付表六に掲げる方法
ほう素及びその化合物	再生土等一キログラムにつきほう素四千ミリグラム以下	規格四十七・一、四十七・三又は四十七・四に定める方法

備考

一 平成十五年環境省告示第十九号に定める方法により測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「再生土等」と読み替えるものとする。

(ダイオキシン類に関する基準)

項目	基準値	測定方法
ダイオキシン類	千 p p g T E Q / g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(この場合、必要に応じて、環境基準が達成されている場合であつては、簡易測定値に二を乗じた値が二百五十 p p g T E Q / g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合に於ては、簡易測定値に二を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす)

備考

- 一 基準値は、二、三、七、八、四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 二 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に二を乗じた値を上限、簡易測定値に〇・五を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 三 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつては、簡易測定値に二を乗じた値が二百五十 p p g T E Q / g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合に於ては、簡易測定値に二を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

別 記

第 1 号様式

土 質 検 査 結 果 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者

住 所

氏 名

㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針第 7 条第 2 項の規定により、土質検査の結果を次のとおり報告します。

特 定 埋 立 て 等 の 実 施 の 届 出 日	年 月 日
特 定 埋 立 て 等 に 供 する 区 域 の 位 置	地番 ほか 筆
土 質 を 採 取 した 地 点	別添位置図及び現場写真のとおり
土 質 を 採 取 した 日 時	年 月 日 午前・午後 時 (天候)
土 質 検 査 の 結 果	別添土質検査結果証明書のとおり

第2号様式

特定埋立て等住民説明等実施状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

報告者

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針第10条の規定により、次のとおり報告します。

地域住民に対する説明会 (8条関係)	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	
	開催場所 の範囲指 定に係る 市町村の 判断内容	市町村対応者 指定された範囲(地域名)
	出席者の 状況	地域住民 名(うち 名) 説明者
	開催状況	説明概要、地域住民からの要望、説明者の回答等 について記載すること。 (開催できなかった場合は、対応状況等を記載す る。)
関係市町村長に対する 説明(9条関係)	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	

	出席者の 状況	市町村対応者 説明者
	開催状況	説明概要、市町村からの要望、説明者の回答等について記載すること。

実績報告書

千葉県知事

様

年 月 日

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針第12条の規定により、年度(年4月1日から 年3月31日まで)の実績を下記のとおり報告します。

廃棄物の種類(コード)	受入量(t)	処分方法(コード)			処理後物量(t)	① 処理後物の出荷(搬出)先			①への搬出量(t)	①からの販売先(②)			①から②への販売量(t)
		(1)	(2)	(3)		事業者名(氏名又は名称)	グループ会社	所在地		事業者名(氏名又は名称)	所在地	事業形態(コード)	

備考

処理後物の前年度末の保管量(t)

産業廃棄物種類コード表

コード	産業廃棄物名
101	燃え殻
103	建設汚泥
120	ばいじん

処分コード表

コード	処分方法
11	脱水・乾燥
16	固化
17	その他の中間処理
20	埋立処分
40	売却、再生利用

事業形態コード表

コード	事業形態
501	中間処理業
	製造(加工)販売業
502	再生土等の製造・販売業
503	流動化処理土の製造・販売業
504	その他埋立資材の製造・販売業
	販売業
505	再生土等の販売業
506	再生路盤材の販売業
507	その他埋立資材の販売業
508	砂利採取業
	工事業
509	埋立等の施工業
510	地盤改良施工業
511	その他の建設業、土木業
512	その他の事業